

健全化判断比率審査意見

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和5年7月11日～令和5年8月1日

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、これらにかかる各会計歳入歳出決算書及び附属資料等と照合調査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、健全化判断比率と早期健全化基準の状況は別表1のとおりであり、各健全化判断比率とも、早期健全化基準の数値を下回っている。

別表 1

健全化判断比率	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	— (△0.57%)	— (△9.57%)	— (△6.88%)	13.09%	財政再生基準 20%
連結実質赤字比率	— (△41.42%)	— (△55.80%)	— (△60.90%)	18.09%	財政再生基準 30%
実質公債費比率	9.2%	9.5%	9.4%	25.0%	財政再生基準 35%
将来負担比率	65.9%	62.2%	48.8%	350%	

(注)

- 1 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がないため、「—」で表示する。なお、参考値として、実質赤字比率の数値をカッコ書きで示す（黒字のため負の値となっている。）。
- 2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」で表示する。なお、参考値として、連結実質赤字比率の数値をカッコ書きで示す（黒字のため負の値となっている。）。
- 3 実質赤字比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号の規定により算定した数値をいい、概ねつぎのように算定する。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 4 連結実質赤字比率は、法第 2 条第 1 項第 2 号の規定により算定した数値をいい、概ねつぎのように算定する。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 5 実質公債費比率は、法第 2 条第 1 項第 3 号の規定により算定した数値をいい、概ねつぎのように算定する。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(3 か年平均)

6 将来負担比率は、法第2条第1項第4号の規定により算定した数値をいい、概ねつぎのように算定する。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

7 各早期健全化基準の値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第7条の規定によるものであり、特に実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じて算定される。

資金不足比率審查意見

資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和4年度八幡浜市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 令和4年度八幡浜市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (3) 令和4年度八幡浜市簡易水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (4) 令和4年度市立八幡浜総合病院事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (5) 令和4年度水産物地方卸売市場事業特別会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (6) 令和4年度港湾整備事業特別会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和5年7月11日～令和5年8月1日

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

いずれの公営企業会計においても、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、これらにかかる各会計歳入歳出決算書及び附属資料等と照合調査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足比率の状況は別表2のとおりであり、いずれの公営企業会計においても、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

別表 2

公営企業会計に係る資金不足比率の状況

公 営 企 業 会 計 名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	八幡浜市下水道事業会計	— (△10.4%)	— (△8.7%)	— (△33.4%)	20.0%
	八幡浜市水道事業会計	— (△165.0%)	— (△179.5%)	— (△192.8%)	
	八幡浜市簡易水道事業会計	— (0.0%)	— (△42.9%)	— (△65.2%)	
	市立八幡浜総合病院事業会計	— (△89.1%)	— (△101.9%)	— (△117.2%)	
法 非 適 用 企 業	水産物地方卸売市場事業特別会計	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	
	港湾整備事業特別会計	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	

(注)

- 1 資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金の不足額がないため、「—」で表示する。なお、参考値として、資金不足比率の数値をカッコ書きで示す（法適用企業は流動資産が流動負債を上回るため、法非適用企業は黒字のため負の値となっている。）。
- 2 資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 2 項の規定により算定した数値をいい、概ねつぎのように算定する。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 3 経営健全化基準の値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成 19 年政令第 397 号)第 19 条の規定によるものである。
- 4 法適用企業とは、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計をいう。
- 5 法非適用企業とは、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計をいう。